

尼崎市立琴ノ浦高等学校 給食供給事業者募集要項

令和5年2月

尼崎市教育委員会

学校給食課

1 目的

尼崎市立琴ノ浦高等学校の給食供給業務にあたり、学校給食の目的・意義について十分な知識と理解を有し、適正な給食供給業務を行うことができる事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務
- (2) 業務内容 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務仕様書のとおり
献立作成、食材調達、調理、配送、容器及び残飯等の回収等
- (3) 供給先 尼崎市立琴ノ浦高等学校
尼崎市北城内 47 番地の 1
- (4) 供給期間 令和 5 年 6 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
ただし、土曜日、日曜日、祝日、長期休業、学校が指定する日を除く。
- (5) 予定回数 104 回程度（令和 5 年度）
- (6) 1 日予定食数 1 日最大で 220 食程度とする。
年間予定食数 年間 22,880 食
回数と食数は確約するものではなく、増減する場合がある。
- (7) 供給単価 1 食当たり 450 円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
(上限単価)

3 募集業者数

1 業者

4 応募資格

応募できる者は、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、特定関係(一方の法人の代表取締役が他方の法人の代表取締役を兼ねている場合又は一方の法人の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の半数以上の者が他方の法人の取締役を兼ねている場合をいう。)にある者は、同時に応募することができないものとする。

- (1) 本市の指定する仕様に基づく給食供給業務を安定的に実施できること。
- (2) 食品衛生法第 55 条の第 1 項の許可を受けていること。
- (3) 集団給食施設としての業務経験が 10 年以上あること。
- (4) 学校(学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園)において、継続的に 1 回 200 食以上の給食を提供する業務経験

が、2003年（平成15年）4月以降に1年以上あること。

- (5) 琴ノ浦高等学校までの配送時間が概ね1時間以内の距離に、固定した調理施設を有し、給食終了後、速やかに弁当容器や残飯等を含めて回収できること。
- (6) 納税義務を履行していること。
- (7) 損害賠償責任保険に加入していること。
- (8) 調理施設の見学が可能なこと。
- (9) 次に掲げる者でないこと。

ア 食品衛生法に基づく営業許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止の処分を過去3年の間に受けたことがある者。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認が出来る場合を除く。

イ 会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立をしている者

エ 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当する者

オ 次の①及び②に該当する者

①暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当する者。

②暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む法人等

※応募資格の基準日は、令和5年3月1日現在とする。

5 募集等のスケジュール

募集要項に関する質問の受付	令和5年2月24日（金）～2月27日（月） 午後5時まで
募集要項に関する質問への回答	令和5年3月2日（木）目途
参加表明書の提出	令和5年3月6日（月）～3月7日（火） 午後5時まで

現地調査	令和5年3月14日(火)・3月15日(水) 予定 詳細は、別途通知する。
参加申込書及び応募書類(企画提案書を除く)の提出	令和5年3月16日(木)～3月17日(金) 午後5時まで
企画提案書の提出	令和5年3月16日(木)～3月22日(水) 午後5時まで
ヒアリング	令和5年3月30日(木) 予定 詳細は、別途通知する。
選定結果通知	令和5年4月上旬

6 応募書類

次の応募書類を各期日までに提出すること。ただし、①企画提案書は、正本、副本とも、会社名を類推できるような記載を行わないものとし、表紙に下記のとおり記載すること。受付番号は、参加表明書提出後に学校給食課より通知する。

< 正本の場合 >

正本
(会社名)

< 副本の場合 >

副本 ○/13
(受付番号)

提出書類名	様式等	部数	締切*1
①参加表明書	様式1	1部	3/7
②参加申込書	様式2	1部	3/17
③見積書	様式3	②、③、④、⑤ホ ッチキス止め	
④営業許可証	管轄保健所が発行した営業許可 証の写し		
⑤食品衛生監視票	管轄保健所が発行した食品衛生 監視票の写し(1年以内のもの)		
⑥会社概要	様式4	14部 ホッチキス止め	
⑦財務諸表*2	直近の決算期から過去3年分	2部	
⑧国税及び市税(* 3)の未納の税額が ないことの証明書	-(写し可)	⑦、⑧、⑨ホッチ キス止め又はフ ァイルに綴じる	

⑨定款及び商業登記簿	－（写し可）	こと	
⑩会社紹介パンフレット	－	14部	
⑪企画提案書	7の企画提案書の作成要領を参照	正本1部 副本13部	3/22

- * 1 締切は、下記の9参加表明書の提出期限、11参加申込書及び応募書類（企画提案書を除く）の提出期限、12企画提案書の提出期限に記載されている日時を厳守すること
- * 2 財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費内訳書、売上原価内訳書、キャッシュフロー計算書などを提出してください。
- * 3 市税は、尼崎市内に事業所等を有する者のみ

7 企画提案書の作成要領

次の事項について、提案趣旨等を明確にして記載してください。また、正本、副本とも、会社名を類推できるような記載を行わないこと。

(1) 琴ノ浦高等学校給食供給業務を行うにあたっての考え方や抱負

本業務を円滑に進めるために、琴ノ浦高等学校給食供給業務に対する考え方や抱負を記載してください。

(2) 安全・衛生管理について

衛生管理、今回の業務における調理スケジュール（調理開始時刻、終了時刻等）、配送体制（配送に係る人員体制、配送時間）、社員研修、検査体制、従事者の雇用提案等を記載してください。

(3) 事故処理・事故防止について

食中毒、異物混入、調理ミス等の事故発生時の処理体制やその防止策について、具体的に記載してください。

(4) 食物アレルギー対応について

食物アレルギー対応の考え方や取組み実績などについて記載してください。

(5) 献立表

2月（土日祝を除く19回程度）の献立表を作成してください。献立名、材料及び使用量、栄養価、アレルギー表示を記載してください。献立内容は、夜間学校給食摂取基準を参考にして、主食（ごはん）、主菜、副菜とすること。

(6) 献立見本の提出

(5)で作成した献立の内どれか一つ、給食見本をヒアリング当日に提出してください。給食見本提出に関する詳細は、参加表明書提出後に、別途通知します。

(7) 追加提案

本市が要求している以外に、有効な業務などがあれば提示すること。

8 募集要項に係る質問及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書(別紙)に内容を簡潔にまとめて記載し、下記電子メールあてに、件名「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者募集に係る質問」と入力のうえ、質問すること。

電子メールアドレス ama-gakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp

(2) 受付期間

令和5年2月24日(金)～令和5年2月27日(月) 午後5時必着

(3) 回答日等

質問に対する回答は、令和5年3月2日(木)を目途にホームページで公開する。

9 参加表明書の提出期限等

(1) 応募期間 令和5年3月6日(月)～令和5年3月7日(火) 午後5時厳守

(2) 提出方法 電子メール ama-gakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp

電子メール送信後、学校給食課へ電話連絡すること。

(3) 受付番号 令和5年3月9日(木)を目途に、企画提案書に記載する受付番号を、電子メールにて通知する。

(4) 辞退届 参加表明書提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。

10 現地調査

参加表明書を提出後、調理現場を訪問、調査を行う。

(1) 訪問日 令和5年3月14日(火)・3月15日(水) 予定

(2) 通知 訪問日時は、参加表明書提出後、調整の上、別途通知する。

11 参加申込書及び応募書類(企画提案書を除く)の提出期限等

(1) 応募期間 令和5年3月16日(木)～令和5年3月17日(金) 午後5時厳守
土日祝を除く、午前9時から午後5時まで(正午～午後1時は除く)

(2) 提出方法 持参(電子メール、郵送、ファックスは不可)

- (3) 提出先 尼崎市教育委員会事務局 学校給食課
 尼崎市三反田町1丁目1番1号
 (尼崎市教育・障害福祉センター 3階)
- (4) 辞退届 参加表明書提出後、企画提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。
- (5) その他 企画提案書の同時提出も可

12 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期間 令和5年3月16日(木)～令和5年3月22日(水)午後5時厳守
 土日祝を除く、午前9時から午後5時まで(正午～午後1時は除く)
- (2) 提出方法 持参(電子メール、郵送、ファックスは不可)
- (3) 提出先 尼崎市教育委員会事務局 学校給食課
 尼崎市三反田町1丁目1番1号
 (尼崎市教育・障害福祉センター 3階)

13 審査方法

- (1) 企画提案書などの応募書類、ヒアリングの内容をもとに、尼崎市立琴ノ浦高等学校学校給食事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が選定基準に基づき、審査、選考するプロポーザル方式により選定する。

なお、選定委員会の委員は、学識経験者、生徒の保護者の代表者、校長、事務長で構成する。

- (2) ヒアリング

日程	令和5年3月30日(木) 予定 (場所、時間等詳細については、別途通知する。)
提出物	給食見本：給食見本として1人前を作成すること。弁当容器は、本業務で使用する容器を使用すること。ヒアリング終了後、使い捨て容器の場合は本市で処分し、使い捨て容器でない場合は、後日、容器を回収すること。 試食用：給食見本以外に試食用として10人分程度(各献立一口ずつで可)用意すること。容器の種類は問わない。 (詳細については、別途通知する。)

内容等	提出した企画提案書をもとに、1業者あたり20分程度、ヒアリングを行う。 会社名が特定できる発言、表現を行わないこと。
出席人数	3人以内 (本業務の担当予定者及び栄養士を出席させることが望ましい。)

(3) 審査

① 次の審査項目について採点し、合計得点を算出する。

審査項目	点数
1 琴ノ浦高等学校給食の理解及び協力	10点
2 安全衛生管理	60点
3 業務遂行能力	60点
4 献立作成及び給食見本	40点
5 経営内容及び信用状況	50点
6 見積額	20点
7 追加提案	10点
合計得点	250点

② 1～7の審査項目の合計得点が125点未満の場合、又は審査項目1～6で極端に低い項目があるなど、応募事業者が受託事業者として求められる水準に達していないと判断されている場合は、契約予定者として選定しない。

③ 合計得点が125点を超える事業者については、地域経済の活性化を図るため、追加提案を除いた合計得点に次のとおり加点し、加点後の得点に追加提案得点を加えた得点を総合得点とする。

- ・市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）

合計得点に10%加点する。

- ・準市内事業者（市内に事業所等を有する者）

合計得点に5%加点する。

- ・事業実施に際して、新たな市内居住者の雇用提案を行った事業者

合計得点に5%加点する。

14 契約予定者の選定

審査の結果、総合得点が最も高い者を契約予定者として選定し、契約手続を行うものとする。

なお、契約予定者が辞退した場合は、契約予定者の次に総合得点が高い者を契約予定者とする。

15 応募者の失格

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 契約締結時までに応募資格要件を欠く事態が生じた場合
- (4) 審査の公平性を害するなど著しく信義に反する行為を行い、選定委員会が失格と認めた場合
- (5) 見積書の単価が供給上限単価を超えた場合

16 結果の通知

審査結果については、令和5年4月上旬頃に文書により通知する。

17 契約の締結について

- (1) 契約期間は、契約日から令和6年3月31日までとする。

ただし、業務遂行について特段の支障がなく、かつ、この事業の関連予算の減額又は削除がない限り、同一業者と令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)まで、契約を更新することを基本とする。

- (2) 令和6年度の内容については、次の項目を除いて、令和5年度と同一内容を基本とする。
 - ① 令和6年度供給期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
 - ② 令和6年度年間予定回数 131回程度
 - ③ 令和6年度の1日の予定食数 200食
 - ④ 年間予定食数 26,200食

※ 当該回数と予定食数は確約するものではなく、増減の変動がある。

- (3) 予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において当該事業に予算の減額や否決があった時は、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

18 契約保証金

必要：契約金額の100分の5以上(見積単価×令和5年度の年間予定数量×5%)

契約締結時までには納付すること。ただし、尼崎市契約規則第32条の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除される場合はこの限りでない。

(尼崎市契約規則)

第32条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号に規定する財務大臣の指定する金融機関と本市との間に工事履行保証契約が締結されたとき。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に、市と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

19 その他

- (1) 審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。
- (2) 琴ノ浦高等学校に関する問い合わせについては、直接学校に行くことなく、必ず、学校給食課を通じて行うこととする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の作成経費、給食見本の調理に係る経費、旅費などの応募に係る経費は、応募業者の負担とする。

20 問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校給食課

所在地 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター 3階

電話 06-4950-5675

FAX 06-4950-5658

電子メール ama-gakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp

(様式1)

令和 年 月 日

参加表明書

尼崎市が発注する「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務」に係るプロポーザルに参加します。

所在地 _____

法人等名称 _____

代表者職・氏名 _____ ⑩

(事業拠点連絡先)

所在地 _____

法人等名称 _____

担当部署名 _____

担当者 _____

電話 _____

ファックス _____

メール _____

以上

(様式2)

令和 年 月 日

参加申込書

所在地 _____

法人等名称 _____

代表者職・氏名 _____ 印

尼崎市が発注する「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務」に係るプロポーザルについて、応募書類を添えて、申し込みます。

なお、募集要項に示す参加資格のすべてを満たすとともに、当該申込書及び応募に関して提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

また、裏面のとおりに誓約します。

提出書類名	様式	部数
① 参加申込書（両面印刷）	様式2	1部
② 見積書	様式3	ホッチキス止め
③ 営業許可証	－（写し可）	
④ 食品衛生監視票	－（写し可）	
⑤ 会社概要	様式4	14部 ホッチキス止め
⑥ 財務諸表	－	2部
⑦ 国税及び市税の未納の税額がないことの証明書	－（写し可）	ホッチキス止め 又はファイルに
⑧ 定款及び商業登記簿	－（写し可）	綴じること
⑨ 会社紹介パンフレット	－	14部
⑩ 企画提案書	－	正本1部 副本13部

誓約事項

尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

なお、尼崎市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長(以下「警察署長」という。)に提供すること、尼崎市長が警察署長に下記1及び2に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、指定管理者業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施期間（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意する。

記

- 1 暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- 2 指定管理者業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、暴力団、暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者に該当する者にこれを行わせないこと。
- 3 暴力団又は暴力団密接関係者の該当の有無等を確認するため、尼崎市長からその役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求められたときは、速やかに提出すること。

以上

(様式3)

令和 年 月 日

見 積 書

所在地 _____

法人等名称 _____

代表者職・氏名 _____ (印)

1 件名 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務

2 見積金額 1食あたり 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(様式4)

会 社 概 要

1 本社

所在地			
会社名			
代表者名			
創業(設立)	年 月	資本金	千円
売上高	千円	経常利益	千円
親会社・子会社の有無	無・有	親会社名	
		子会社名	

2 事業拠点(尼崎市を担当する部署)

所在地(※)	
名称(※)	
代表者名(※)	
担当部署	
担当者名	
T E L	
F A X	
E-mail	

※本社と事業拠点が同一の場合は、所在地、名称及び代表者名欄は記載不要です。

3 尼崎市にある事業所等(尼崎市に法人市民税を納めている事業者のみ記載)

名称	所在地	名称	所在地

4 調理業務等従事者数

	栄養士	調理従事者
正規社員	人 (人)	人 (人)
上記以外	人 (人)	人 (人)
合 計	人 (人)	人 (人)

※栄養士の()内は、管理栄養士の数(内数)を記載すること。

※調理従事者の()内は、調理師免許取得者の数(内数)を記載すること。

5 調理施設の概要

(1) 所在地 _____

(2) 調理施設の延床面積 _____ m²

(3) 主な加熱・冷却機器

機 器 名	台数	機 器 名	台数

(4) 現在の1日の調理食数 約 _____ 食

6 配送について

(1) 自己所有

積載量	保温・保冷機能	台数
		台
		台
		台

(2) 委託(委託先：)

積載量	保温・保冷機能	台数
		台
		台
		台

(3) 配送時間

琴ノ浦高等学校まで 分

7 食品衛生上の行政処分等の有無

令和2年3月1日から令和5年3月1日までの期間に食中毒等の事故を起こし、食品衛生法に基づく営業許可の取消し、営業の禁止又は営業の停止の処分を受けたことがありますか。

有 ・ 無		
	事故の概要（発生年月日、内容等）	処分の内容

8 損害賠償責任保険等の加入（補償内容の詳細がわかる資料を添付すること）

保険の種類	
賠償額	
免責額	

9 集団給食事業実績

事業開始年度	年度			
事業実施状況 (令和4年4月現在)	学校施設	校	・ 病院施設	箇所
	社員食堂	箇所	・ 老人福祉施設	箇所
	児童福祉施設	箇所	・ その他	箇所
集団給食事業の主な対象施設名等（食数の多い順に記載すること）				
市町村名	施設名	食数 (1回又は1日)		事業開始年度
		1回	食	
		1日	食	
		1回	食	
		1日	食	
		1回	食	
		1日	食	
		1回	食	
		1日	食	
		1回	食	
		1日	食	
		1回	食	
		1日	食	

10 学校における集団給食事業実績（2003年4月以降）

学校における集団給食事業の主な対象施設名等 (食数の多い順に記載すること)			
市町村名	施設名	食数	受託期間
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月
		1回 食	年 月～ 年 月

(様式5)

令和 年 月 日

参加辞退届

尼崎市が発注する「尼崎市立琴ノ浦高等学校給食供給業務」に係るプロポーザルについて、令和 年 月 日付で【参加表明書・参加申込書】を提出しましたが、都合により辞退します。

所在地 _____

法人等名称 _____

代表者氏名 _____ 印

辞退理由

以上

質 問 書

会 社 名	担 当 者 名	連 絡 先

頁番号	項 目	質 問 内 容